

プロポーザル方式による
カーシェアリング車両配置（箕面市公用車駐車場）に係る
事業者募集要領

令和7年(2025年)10月 6日

箕面市 みどりまちづくり部営繕室

目 次

I. プロポーザルの内容について・・・・・・・・・・	3 頁
II. プロポーザル方式による事業者選定の主な手順・・・・・・・・	3 頁
III. プロポーザル方式による事業者募集実施要領・・・・・・・・	5 頁
IV. プロポーザル参加に関する留意事項等について・・・・・・・・	6 頁
V. 選定会議における採点項目について・・・・・・・・	8 頁

関係書類（別添）

- ①カーシェアリング車両配置（箕面市公用車駐車場）に係る事業者募集要領【仕様書】
- ②プロポーザル参加申込書
- ③誓約書

問い合わせ先

箕面市 みどりまちづくり部 営繕室
〒562-0003
箕面市西小路4丁目6番1号 別館4階47番窓口
電 話：072-724-6719
メール：jyuutaku@maple.city.minoh.lg.jp

I. プロポーザルの内容について

箕面市役所の公用車駐車場の一部を有効活用するため、カーシェアリング車両を配置することとし、当該物件をカーシェアリング事業者の使用させます。

本件は、行政財産である市役所公用駐車場の一部について、箕面市公有財産規則（昭和60年、箕面市規則第3号）に基づいて「行政財産の目的外使用許可」を行うものであり、適正な使用料を徴収します。

当プロポーザルは、当該物件の使用許可にあたり、公務使用を含めたカーシェアリング事業の展開に係る提案を募集し、最も優秀な提案と認められた事業者を選定するために実施するものです。

※ 詳細は、5 ページ以降の実施要領の各項目をご参照ください。

II. プロポーザル方式による事業者選定の主な手順

募集要領等配布期間

令和7年10月6日（月）～10日（金） 9時から17時まで
令和7年10月14日（火）～17日（金） 9時から17時まで
令和7年10月20日（月） 9時から17時まで

◇配布場所：箕面市役所みどりまちづくり部営繕室（別館4階47番窓口）

※市ホームページからのダウンロードは、随時可能です。



◇現地説明会は、実施しません。現地確認を希望される場合は、上記の募集要領等配布期間中にその旨をお伝えください。日程調整の上、別途にご案内します。

参加申し込み

令和7年10月6日（月）～10日（金） 9時から17時まで
令和7年10月14日（火）～17日（金） 9時から17時まで
令和7年10月20日（月） 9時から17時まで

◇受付場所：箕面市役所みどりまちづくり部営繕室（別館4階47番窓口）

◇応募書類 下記の書類をご提出ください。（持参のみ。郵送不）



- ①プロポーザル参加申込書 1部
- ②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1部
- ③印鑑（登録）証明書 1部
- ④誓約書 1部
- ⑤前年度の納税証明書 各1部
- ⑥企画提案書 A4サイズ10部（正本1部・副本9部）
- ⑦関係資料 A4サイズ10部（正本1部・副本9部）

書類審査

令和7年10月24日（金）まで



◇プロポーザル参加申込書一式について、資格要件等の書類審査を行います。

◇欠格事項等が判明し失格となった場合は、その旨を通知します。

選定会議及びプレゼンテーションの実施

令和7年10月31日（金） 15時15分から



◇集合場所は箕面市役所別館6階 A 会議室です。

◇説明時間は10分以内、質疑応答時間は10分以内、合計20分以内とします。

選定結果通知

令和7年11月7日（金）



◇全ての参加事業者に対し文書で選定結果を通知するとともに、使用許可予定事業者には電話連絡による手続案内等を行います。

協定書締結

令和7年11月10日（月）以降



◇使用許可日は、協定書締結の日とします。

使用の開始

使用許可日以降の日において、使用開始日を協議決定します。

◇使用料は、使用開始日から発生します（初月のみ、使用料は日割り計算により請求します）。

◇開業のための準備（車室工事、サイン工事等）は、使用開始日以降となります。

Ⅲ. プロポーザル方式による事業者募集実施要領

次の事項について予め理解の上、応募してください。

1. 募集内容及び事業者の選定について

別紙「カーシェアリング車両配置（箕面市公用車駐車場）に係る事業者募集要領【仕様書】」を参照してください。

2. 応募資格について

応募資格者は、本募集要領及び仕様書に示す事業を実施できる法人とします（個人又はみなし法人での応募はできません）。

ただし、次のいずれかに該当する法人又は個人を、代表者、役員又は支配人その他これに準ずる地位にある者として選任している法人は、参加できません。

- （１）箕面市（以下、「市」といいます。）を相手方とする契約の履行に関し、違反行為等により契約を解除されてから後３年を経過していない。
- （２）市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合するなどし、失格となってから後３年を経過していない。
- （３）破産手続開始の決定を受けて、復権を得ていない。
- （４）禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない又はその執行猶予期間を満了していない。
- （５）税を滞納している。
- （６）暴力団員である又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない個人又は役員を含む法人組織内に当該個人が所属している法人。

3. その他

- （１）物件使用開始日は、協定書締結日以降の日において、市と事業者が協議の上、決定します。

①使用許可予定事業者は、使用開始日以降に、開業のための準備（車室工事、サイン工事等）が可能となります。

②使用料についても、使用開始日から発生します。

※使用料は、毎月分前払いとします。当月分を前月末日までに納付してください。使用開始月分については、使用開始日を定めた日に納期限を付した納付書を発行します。

※使用開始日が月中途の場合は、月額を日割り（小数点以下四捨五入）により算定します。

- （２）使用許可期間満了又は使用許可が解除されたときは、設置した設備や工作物等を事業者の責任において撤去し、原状回復してください。
- （３）各種法令を遵守してください。

- (4) 業務上知り得た情報は、第三者に漏らしてはなりません。
- (5) 本使用許可に関する情報は、箕面市情報公開条例（平成17年、箕面市条例第2号）に基づく情報公開の対象となります。ただし、営業秘密等の不開示情報は除きます。

IV. プロポーザル参加に関する留意事項等について

1. プロポーザル参加申し込みについて

(1) 受付期間及び時間

令和7年10月6日（月）～10日（金） 9時から17時まで

令和7年10月14日（火）～17日（金） 9時から17時まで

令和7年10月20日（金） 9時から17時まで

※郵送による申込みは受け付けませんので、窓口に提出してください。

(2) 受付場所

箕面市役所みどりまちづくり部営繕室（別館4階47番窓口）

(3) 応募書類（①～⑥は必須、⑦は任意）

①プロポーザル参加申込書 1部

②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1部

（発行後3か月以内のものに限る。）

③印鑑（登録）証明書 1部

（発行後3か月以内のものに限る。）

④誓約書 1部

⑤前年度の納税証明書 各1部

⑥企画提案書 A4サイズ概ね10頁以内10部（正本1部・副本9部）

◇希望配置台数及び提案使用料算出の理由及びその根拠

◇配置のための工事の内容及び安全対策

◇配置に関する基準及び必要となる手続き等

◇配置車両及び貸付物件の管理手法及び体制

◇貸付物件内及び周辺における事故等発生時の対応及び対策

◇大規模地震災害発生時の対応

◇市職員等による公務使用に関する取り扱い

◇地域貢献への取り組み

など

⑦その他資料 A4サイズ5頁まで10部（正本1部・副本9部）

(4) 申込みにあたっての留意事項

現地説明会は、実施しません。現地確認をご希望のかたは、募集要領配布期間中にその旨をお伝えください。日程調整の上、別途にご案内します。

2. 使用許可予定事業者の選定について

(1) 書類審査について

- ①プロポーザル参加申込書一式について、資格要件等の審査を行います。
- ②欠格事項等が判明した場合は、その旨を通知します。

(2) 選定会議及びプレゼンテーションの実施について

①実施日時・場所

日 時：令和7年10月31日（金） 15時15分から

※プレゼンテーション開始時間の5分前までにお越しください。

※選定会議は、非公開で実施します。

場 所：箕面市役所別館6階 A 会議室

②プレゼンテーションの内容

説明時間：説明10分以内、質疑応答10分以内、合計20分以内とします。

説 明 員：参加者は、2名までとします。

資 料 等：事前に提出された提案書に基づいて、説明してください。

※選定会議に欠席または、遅刻された場合は棄権とみなします。

③持参するもの

- ・提案書以外に追加資料等を配布する場合は、10部を持参してください。
- ・プロジェクター及びノートパソコンは使用しませんので、パワーポイント等の資料作成ソフトを用いたプレゼンテーションは、出力した資料を使用してください。
- ・その他、必要な機材等がある場合は、提案者が準備してください（事前に、その旨をお伝えください）。

(3) 選定会議の中止または延期

不正行為が疑われるなど、公正な選定に支障があると判断した場合又は想定し得ない特別の事情が生じた場合に、選定会議を中止又は延期することがあります。

(4) 使用許可予定事業者について

- ①使用許可予定事業者は選定会議において決定されますが、申込が1事業者であっても、適否を判断し決定します。
- ②選定会議において第1位となった使用許可予定者が協定書を締結しないときは、次点者と交渉します。

(5) 選定会議の結果の公表

参加者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で公表いたします。

3. 協定書の締結（使用許可日の決定）について

- (1) 協定書の締結は、令和7年11月10日（月）以降の日とし、みどりまちづくり部営繕室（別館4階47番窓口）において行います。
- (2) 使用開始日は、使用許可日以降に協議し決定します（使用料が発生します）。
- (3) 協定書に貼付する収入印紙等の必要経費は、契約者の負担となります。

4. その他

- (1) プロポーザルに参加されるかたは、本募集要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 各種法令等が改正されるなどすることにより、協定書の内容に変更すべき事項が生じたときは、その都度、双方協議し決定することとします。

V. 選定会議における採点項目について

選定会議において審査する項目は、

- (1) 提案使用料
 - (2) 提案事業内容
 - (3) 事業者に関する総合的評価（経営安定性、実績、地域貢献性等）
- の3分野とし、各分野100点満点（合計300点）とし、総合評価にて決定します。